

大阪医科薬科大学 薬学部国際交流基金規程

(平成21年6月23日施行)

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪医科薬科大学薬学部国際交流基金（以下、「基金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 基金は、大阪医科薬科大学薬学部及び大学院薬学研究科（以下、「本学部」という。）における国際交流の推進を図り、もって本学部における学術研究及び教育の活性化に資するために設置する。

(基金の原資及び運用資金)

第3条 基金は、大阪薬科大学創立百周年を記念して寄せられた寄附金の中から国際交流推進のために割り当てられた資金及び前条に掲げる目的で個人又は団体から寄附された資金を原資とする。

- 2 国際交流に関する運用資金（以下、「運用資金」という。）は、基金を安全かつ有利な方法で運用して得た果実を充てる。
- 3 運用資金に不足が生じたときは、事業年度毎の予算の範囲内において、必要な資金を補填する。

(運用資金の使用)

第4条 運用資金は、本学部における次に定める事業の助成のために使用する。

- (1) 海外学術交流協定大学等との間で実施する事業
- (2) 前号を除く本学部学生に対する渡航奨学事業
- (3) 第1号を除く本学部が受け入れた私費外国人留学生に対する奨学事業
- (4) 外国人研究者等の招聘事業
- (5) その他国際交流に必要な事業

- 2 前項に定めるほか、薬学部長は本学部における国際交流の推進に関する事業のために運用資金を使用することができる。
- 3 前項に定める運用資金の使用は、学長及び理事長の承認を要する。

(助成内容)

第5条 前条第1項に定める事業は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 海外学術交流協定大学等との間で実施する事業
 - ①本学部学生の海外留学

- ア) 交通費、滞在費、参加費：1名につき原則として50万円を限度に助成する。
- イ) 申請は、当該学生が指導教員（アドバイザーを含む）の承認を得て、事業年度ごとに定められた期間内に指定する様式により行う。原則として、同一事業年度に複数回助成を受けることはできない。

②本学部が受け入れた外国人留学生

- ア) 交通費、滞在費、滞在中に必要となる交流経費等として、1名につき原則として20万円を限度に助成できるものとする。ただし、受入期間が60日を超える場合は、40万円を限度に助成することができる。

(2) 本学部学生に対する渡航奨学事業

①海外研修旅行・海外語学留学

- ア) 交通費、滞在費、参加費：1名につき原則として対象経費総額に5割を乗じた額を助成する。ただし、15万円を限度とする。
- イ) 申請は、当該学生が指導教員（アドバイザーを含む）の承認を得て、事業年度ごとに定められた期間内に指定する様式により行う。原則として、同一事業年度に複数回助成を受けることはできない。

②国際学会等発表

- ア) 交通費、滞在費、参加費：1名につき原則として対象経費総額に8割を乗じた額を助成する。ただし、30万円を限度とする。
- イ) 申請は、当該学生が指導教員（アドバイザーを含む）の承認を得て、事業を実施する事前に指定する様式により行う。原則として、同一事業年度に複数回助成を受けることはできない。

(3) 本学部が受け入れた私費外国人留学生に対する奨学事業

- ア) 交通費、滞在費、研究費：1名につき原則として50万円を限度に助成する。
- イ) 申請は、当該留学生の指導教員（アドバイザーを含む）が事業を実施する事前に指定する様式により行う。

(4) 外国人研究者等の招聘事業

- ア) 交通費、滞在費、研究費：1名につき原則として25万円を限度に助成する。ただし、招聘期間が30日を超える場合は、50万円を限度に助成することができる。
- イ) 申請は、当該研究者等の招聘責任教員が事業を実施する事前に指定する様式により行う。

(5) その他国際交流に必要な事業

- ア) 交通費、滞在費、研究費等：1名（1件）につき原則として20万円を限度に助成する。
- イ) 申請は、事業責任者が事業を実施する事前に指定する様式により行う。

(事業年度)

第6条 運用資金による事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、基金規程実施細則に定める。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、薬学部教授会及び法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規則は、平成21年6月23日から施行する。(平成21年6月23日 理事会承認)

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。(平成24年12月18日 理事会承認)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年2月17日 理事会承認)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年2月16日 理事会承認)

附 則

この規程は、平成30年1月30日から施行する。(平成30年1月30日 理事会承認)

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。